

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

次の時代も、昔様とともに  
70th Anniversary  
労働新聞社

# 安全スタンプ

## 特集Ⅰ

「ロックアウト」で設備の安全化進める  
教育続け LOTO 習慣定着へ  
AGC相模工場

## 特集Ⅱ

新規格の安全帯装着義務迫る  
＜執筆＞廣瀬 清英  
＜事例＞東京ガスパイプライン

## ニュース

ヒヤリにポイント付与  
建災防 安全DXで事例示す

電子版はカラーでご覧になれます!!  
電子版登録(無料)のお問い合わせは  
0120-972-825  
安全衛生動画レポートも配信中です

No.2391

2021

12 / 1

## ■ 災害のあらまし ■

介護事業を行う会社に勤務するパート従業員 A (71 歳) は、会社の車で利用者を自宅から会社まで (往復) 送迎する運転手をしていた。微熱が続き、新型コロナウイルス感染の疑いがあったため、抗原検査をしたところ、陽性反応となり保健所から PCR 検査でも陽性が判明し、休業することになった。

## ■ 判断 ■

感染したと思われる日の車内に新型コロナウイルス保菌者がおり、その者から感染したと判断され、業務起因性および業務遂行性が認められ、**業務上**と判断された。

## ■ 解説 ■

業務上災害は、業務起因性と業務遂行性の 2 点より判断される。新型コロナウイルスへの感染については仕事で車を運転していたことから、業務遂行性に問題はなかったが、業務起因性の有無が焦点となる。

仕事中に感染したかどうかは、感染原因と経路を特定しなければならないため、労働基準監督署では判断資料の一つとして「使用者報告書」の提出を求めている。会社概要や事業の概要 (業務内容)、被災労働者の所属部署や労働者数、普段の被災労働者の労働条件、保健所などの調査による新型コロナウイルス感染症の感染経路の特定の有無・調査をした機関の調査などを記入するものである。

それによると、被災労働者の発症前 14 日間の業務内容および業務で感染をした可能性がある日の業務内容や感染者 (保菌者) との業務での接触状況については、被災労働者が朝と夕方各 2 時間の勤務で送迎車の

# 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人 S R アップ 21 兵庫会  
社会保険労務士 夢野事務所  
所長 夢野 智行

第 335 回



運転のみが仕事内容でシフト制により働いており、送迎ドライバーの動きとして利用者と接することがあった。

発症前 14 日間における被災労働者以外の新型コロナウイルス感染状況では、今回感染した人は全部で 7 人おり、すべて介護サービスの利用者で、会社のスタッフは全員陰性だった。被災労働者 A が発症する前に、感染したと思われる車内にいた利用者 B が最初に陽性となり、その後被災労働者 A に陽性反応が出ると、同乗していた他の 2 人の利用者 C・D もその後、陽性となった。最初に陽性となった利用者 B が保菌者と考えられた。

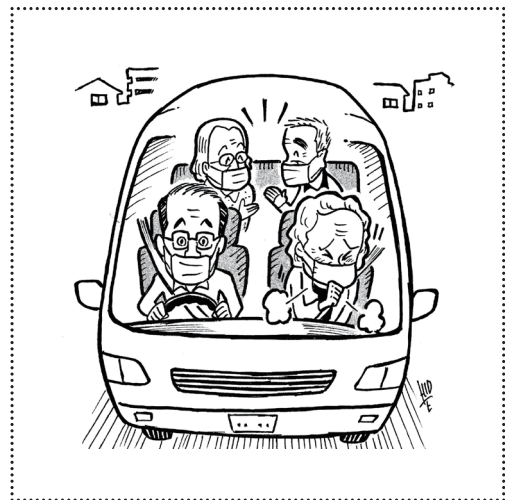
被災労働者 A の通勤手段に関しては、車で通勤しており、会社まで 15 分ほどの場所に自宅がある。電車やバスには乗っていなかった。

被災労働者の家族の状況は、家族に新型コロナウイルス感染者おらず、A を含め家族には海外などの渡航歴もなかった。被災労働者の発症前の健康状態については、特に問題はなかった。

最後に会社の見解では、「送迎車で利用者の送り迎えをし、車内に保菌者がいたためクラスター状態となり体調を崩したと考える」と報告。本人による「申立書」にも同様の内容で報告を行った。

その結果、被災労働者 A の動きの中で普段は少し買い物に出るくらいで外出は控えていることに加え、車の運転だけが仕事であるためその日の送迎した車の中でクラスターが発生しており、最初に陽性となり保菌者と思われる利用者 B は被災労働者 A の助手席に座っていることから、車内で感染したと考えられ、業務起因性ありとなり業務上の災害と判断された。

発症 14 日前から当時の状況を鑑みて感



染原因と経路の特定ができたものと考えられる。

今回は、被災労働者が 71 歳で、仕事が運転手、私用で外出することもなく、買物が週 2 回だけだったこともあり、他から感染することが考えにくかったのも一つの要因だったと思われる。連日新型コロナウイルスに関して報道がされているが、感染者が増加すると業務上かどうかの判断は大変難しいものになると考えられる。疑わしければ管轄の労基署に相談することが必要だろう。

会社の対応としては、クラスターの発生に伴い休業することとなった。このため、利用者のご家族にも説明をする必要があった。これらの対応は、会社によって色々事情が異なるものと思われる。感染症が発生した場合の対応について事前に社内で確認しておくことも必要になってくる。従業員への給料は、今回雇用調整助成金を活用することで補償することができた。ワクチン接種が急速に進んでいるがまだまだ油断は禁物だ。手洗いやうがい、マスク着用などの感染対策をしっかりと、気を抜かないよう心掛けていきたいものである。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)